

加入者の皆様へ

ゴールドウイン健康保険組合

平成 30 年度の保健事業のお知らせ

ゴールドウイン健康保険組合では、加入者皆様の健康維持・増進のため、平成 30 年度の保健事業を下記の通り実施致します。加入者の皆様のご利用・ご参加をお待ちしております。

記

1、健康診断事業

(1) 被保険者（本人：任意継続被保険者を除く）を対象とした事業内容

① 基本健診と健康保険組合の補助額（年齢は、平成 31 年 4 月 1 日に到達している年齢）

	対象者	健康保険組合の補助額
生活習慣病健診	35 歳～39 歳	13,000 円
人間ドック（特定健診含む）	40 歳以上	23,000 円+胃内視鏡選択差額

② オプション検査と健康保険組合の補助金額（年齢は、平成 31 年 4 月 1 日に到達している年齢）

	対象者	健康保険組合の補助額
子宮がん検診	18 歳以上の女性	3,000 円
乳がん検診	30 歳以上の女性	3,000 円
前立腺がん検査（P S A）	50 歳以上の男性	全額
脳（M R A、M R I）	48 歳、54 歳	31,000 円
腹部 C T	40 歳以上腹囲基準超過者	全額

③ その他（年齢は、平成 31 年 4 月 1 日に到達している年齢）

	対象者	健康保険組合の補助額
二次検査	35 歳以上で医師が二次検査を必要と認めた者	健康保険組合が定める基準内検査について全額

34 歳以下は、健康保険組合が定める基準内検査について事業主が全額負担いたします。

(2) 被扶養者（家族）を対象とした事業内容（年齢は、平成 31 年 4 月 1 日に到達している年齢）

対象者	20～39 歳までの女性かつ配偶者	40 歳以上の被扶養者（家族）
補助範囲と補助上限額	(1)①の基本健診と子宮がん並びに乳がん検診について 30,000 円	(1)①の基本健診と子宮がん並びに乳がん検診、P S A、腹部 C T について 30,000 円

これまでの病院または健診センターに加えて全国展開の巡回健診が受けられます。平成 30 年 4 月 1 日現在の補助対象家族には、5 月に別途案内（家族宛）いたします。

(3) 任意継続被保険者を対象とした事業内容（年齢は、平成 31 年 4 月 1 日に到達している年齢）

	被保険者（本人）	被扶養者（家族）
対象年齢	18 歳以上	前 (2) と同じ
補助範囲と補助上限額	前 (2) 40 歳以上と同じ	前 (2) と同じ

平成 30 年 4 月 1 日現在の任意継続被保険者には、5 月に別途案内いたします。

2、疾病予防事業

(1) 歯科健診

当健康保険組合は「無料歯科健診センター」と契約しておりますので、是非ご利用ください。被保険者（本人）とその被扶養者（家族）が利用できます。

- (2) インフルエンザ予防接種補助
被保険者（本人）とその被扶養者（家族）に1年に1回、4,000円まで（13歳未満は2回、合計8,000円まで）を補助いたします。補助対象期間は平成30年10月1日から平成31年1月31日までです。平成30年10月に再度案内いたします。
- (3) らくらく禁煙コンテスト
当健康保険組合と総務部より1年に2回、参加募集を行います。教材を活用してセルフヘルプで禁煙にチャレンジするイベント形式のプログラムです。

3、体育奨励事業

- (1) ウォーキングキャンペーンの開催
- ① 参加資格：ゴールドウイングループの従業員
 - ② 開催期間：平成30年9月1日から12月31日までの4ヶ月間
 - ③ 参加申込等：平成30年8月上旬に詳細を案内いたします。
- (2) ゴルフ倶楽部ゴールドウイン利用補助
- ① 利用資格：被保険者（本人）とその同居の家族
 - ② 利用状況：ポータルサイトまたは健康保険組合ホームページに掲載
 - ③ 申込方法：無記名利用券申請書を健康保険組合に提出してください。申請書はポータルサイトまたは健康保険組合ホームページからダウンロードできます。
- (3) スポーツ施設利用補助
- ① 利用資格：被保険者（本人）とその被扶養者（家族）
 - ② 全国のスポーツ施設利用補助 年1人1回 1,000円

4、広報事業

- (1) 健康情報サイト「ヘルシーファミリー倶楽部」
健康管理に役立つ情報サイト「ヘルシーファミリー倶楽部」。スマホ・タブレットにも対応しています。是非ご覧ください。
ヘルシーファミリー倶楽部 URL <http://goldwin.hfc.jp/top/>
ログインパスワード：goldwin
健康保険組合のホームページからご覧になることもできます。
- (2) 医療費通知
被保険者（本人）と被扶養者（家族）が支払われた医療費を年4回（3ヶ月毎）お知らせしております。受診していない医療費や金額の差異などがある場合は、当健康保険組合にご連絡をお願い致します。ジェネリック医薬品に切替えることができる診療・調剤には◎印が付いておりますので、ジェネリック医薬品の使用を希望される場合は、医師や薬局にご相談ください。
また、医療費通知は医療費控除の明細書として利用できます。
- (3) 子育て支援誌「赤ちゃん和妈妈」、「1・2・3歳」の配布
出産された被保険者（本人）や被扶養者（家族）に、子育て支援誌「赤ちゃん和妈妈」（月刊誌）を1年間、その後「1・2・3歳」（季刊誌）を1年間配布しております。
- (4) ジェネリックお願いシールの配布
ジェネリック医薬品は一般的に先発医薬品より安く経済的です。当健康保険組合では、ジェネリックお願いシールを配布しておりますので、被保険者証や診察券、お薬手帳に貼ってお使いください。

【お問い合わせ先】

ゴールドウイン健康保険組合（担当：早助、別所、西崎、松本、加藤）

電話 0766-61-4806（内線、早助：21475、別所：21852、西崎：22283、松本：21484、加藤：21608）

健康保険組合のホームページURL <http://www.goldwin.co.jp/kenpo/>